

高岡市地域防災計画（基本編）新旧対照表

旧（修正前）	新（修正後）	備考
<p data-bbox="439 638 1026 884">高岡市地域防災計画 基本編</p> <p data-bbox="531 1703 931 1755">令和<u>5</u>年<u>9</u>月改定</p>	<p data-bbox="1673 638 2261 884">高岡市地域防災計画 基本編</p> <p data-bbox="1765 1703 2166 1755">令和<u>8</u>年__月改定</p>	<p data-bbox="2401 432 2760 470">凡例：<u>下線</u> 修正箇所</p>

修正案

第1章 高岡市地域防災計画の策定方針	第1章 高岡市地域防災計画の策定方針	
第3節 計画の内容	第3節 計画の内容	
第1 基本方針	第1 基本方針	
<p>1 災害予防</p> <p>(3) 防災の体制づくり</p> <p>各種災害の情報収集・伝達体制の整備、救援・救護体制の整備、緊急輸送体制の整備、避難対策及び孤立集落の予防、災害対応業務のデジタル化の促進等、自発的支援の受入れにより防災活動体制を整備する。さらに、<u>災害に対する調査研究を実施する。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(3) 避難対策と救援・救護活動</p> <p>(略) さらに、被災者に対する救助・救急活動 <u>(追加)</u> を速やかに実施するとともに、負傷者に対して迅速な医療救護活動を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>1 災害予防</p> <p>(3) 防災の体制づくり</p> <p>各種災害の情報収集・伝達体制の整備、救援・救護体制の整備、緊急輸送体制の整備、避難対策及び孤立集落の予防、災害対応業務のデジタル化の促進等、自発的支援の受入れにより防災活動体制を整備する。さらに、<u>災害発生時における円滑な消火活動、人命救助活動等に資するよう、官民連携による革新的技術の実用化に向けた研究開発及び市街地火災による被害を抑制するための研究開発を推進するものとする。</u></p> <p><u>(5) 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等</u></p> <p><u>ア 複合災害を念頭に置いた事前防災への取組み</u></p> <p><u>国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、令和2年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による国土強靱化の更なる加速化・深化を踏まえつつ、引き続き、国土強靱化基本計画、富山県国土強靱化地域計画及び高岡市国土強靱化地域計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。</u></p> <p><u>イ 高岡市国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた防災対策の推進</u></p> <p><u>高岡市国土強靱化地域計画の4つの基本目標を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。</u></p> <p><u>(7) 人命の保護が最大限図られること</u></p> <p><u>(イ) 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること</u></p> <p><u>(ウ) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること</u></p> <p><u>(エ) 迅速な復旧復興を行うこと</u></p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(3) 避難対策と救援・救護活動</p> <p>(略) さらに、被災者に対する救助・救急活動 <u>や福祉的な支援</u> を速やかに実施するとともに、負傷者に対して迅速な医療救護活動を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p>

<p><u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため</u>、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>							
<p>第3 計画の修正</p> <p>この計画は、国の防災基本計画、県の地域防災計画等の上位計画が修正された場合又は市行政機構の変更や市域の構造が著しく変化し計画内容が不備になった場合など、社会情勢の変化等に応じ毎年検討を加え<u>(追加)</u>、必要があると認めるときは修正を行う。</p>							
<p>第4節 計画の実効性の確保</p>							
<p>第1 計画の実効性の確保</p> <p>1 訓練等の実施</p> <p>市及び防災関係機関は、この計画の遂行にあたってそれぞれの責務が十分に果たせるよう<u>(追加)</u>平常時から相互の連絡調整を行うとともに、多様な災害を想定して訓練を実施し、計画の習熟に努める。</p>							
<p>第3 要配慮者等への配慮</p> <p><u>(追加)</u>各業務の計画及び実施に当たっては、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等の要配慮者の<u>(追加)</u>安全確保対策に十分配慮する。</p> <p>2 男女のニーズの違い<u>(追加)</u>への配慮</p> <p>計画の策定及び実施に当たっては、男女両性がこれに参画し、両性の視点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。</p>							
<p>第2章 防災関係機関等の責務</p>							
<p>第2節 防災関係機関等の業務の大綱</p>							
<p>第2 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大阪航空局 小松空港事務所</td> <td> <p><u>1 災害時における富山空港の措置に関すること</u></p> <p><u>2 航空災害の防止対策及び応急措置に関すること</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>		機関等の名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	大阪航空局 小松空港事務所	<p><u>1 災害時における富山空港の措置に関すること</u></p> <p><u>2 航空災害の防止対策及び応急措置に関すること</u></p>
機関等の名称	事務又は業務の大綱						
(略)	(略)						
大阪航空局 小松空港事務所	<p><u>1 災害時における富山空港の措置に関すること</u></p> <p><u>2 航空災害の防止対策及び応急措置に関すること</u></p>						

<p><u>(削除)</u>感染症<u>流行時の経験を踏まえ</u>、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>							
<p>第3 計画の修正</p> <p>この計画は、国の防災基本計画、県の地域防災計画等の上位計画が修正された場合又は市行政機構の変更や市域の構造が著しく変化し計画内容が不備になった場合など、社会情勢の変化等に応じ毎年検討を加え<u>るとともに、過去の災害から得られた教訓や災害対応の課題に対する検証を踏まえ</u>、必要があると認めるときは修正を行う。</p>							
<p>第4節 計画の実効性の確保</p>							
<p>第1 計画の実効性の確保</p> <p>1 訓練等の実施</p> <p>市及び防災関係機関は、この計画の遂行にあたってそれぞれの責務が十分に果たせるよう<u>過去の災害から得られた教訓や災害対応の課題に対する検証を踏まえ</u>、平常時から相互の連絡調整を行うとともに、多様な災害を想定して訓練を実施し、計画の習熟に努める。</p>							
<p>第3 要配慮者等への配慮</p> <p><u>著しい高齢化の進行に加え、障がい者、外国人等の要配慮者が増加していることから</u>、各業務の計画及び実施に当たっては、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等の要配慮者の<u>福祉的な支援の充実</u>や安全確保対策に十分配慮する。</p> <p>2 男女のニーズの違い<u>など</u>への配慮</p> <p>計画の策定及び実施に当たっては、男女両性がこれに参画し、両性<u>等</u>の視点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。</p>							
<p>第2章 防災関係機関等の責務</p>							
<p>第2節 防災関係機関等の業務の大綱</p>							
<p>第2 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大阪航空局 小松空港事務所</td> <td> <p><u>1 空港等及びその周辺における航空機に関する事故その他空港等における事故並びに空港等における災害に関すること</u></p> <p><u>(削除)</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>		機関等の名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	大阪航空局 小松空港事務所	<p><u>1 空港等及びその周辺における航空機に関する事故その他空港等における事故並びに空港等における災害に関すること</u></p> <p><u>(削除)</u></p>
機関等の名称	事務又は業務の大綱						
(略)	(略)						
大阪航空局 小松空港事務所	<p><u>1 空港等及びその周辺における航空機に関する事故その他空港等における事故並びに空港等における災害に関すること</u></p> <p><u>(削除)</u></p>						

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

県災害対応検証を踏まえた修正

県災害対応検証を踏まえた修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

地方航空局組織規則にあわせた修正

	<u>3 人員、応急物資等の空輸の利便確保に関すること</u> <u>(新設)</u>
--	--

	<u>(削除)</u> <u>2 航空に関する危機管理に関すること</u>
--	--

第8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

第8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関等の名称	事務又は業務の大綱
(略)	(略)
高岡市社会福祉協議会	1 災害救助金品の募集、被災者の救護その他市が実施する応急対策についての協力に関すること 2 災害時におけるボランティアの受入れ及び派遣に関すること <u>(新設)</u>

機関等の名称	事務又は業務の大綱
(略)	(略)
高岡市社会福祉協議会	1 災害救助金品の募集、被災者の救護その他市が実施する応急対策についての協力に関すること 2 災害時におけるボランティアの受入れ及び派遣に関すること <u>3 被災者の生活支援に関すること</u>

県地域防災計画の記載に合わせ修正

第3章 高岡市の防災体制

第3章 高岡市の防災体制

第3節 防災体制

第3節 防災体制

(新設)

第2 国・県・市町村・関係機関・民間・市民における連携強化

(新設)

大規模な災害が発生した場合、国、県、市町村、防災関係機関等はワンチームとなって災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

そのためには、平時より連携を強化し、それぞれの組織が持つ情報を共有し、互いの組織の役割を理解する必要がある。

1 国・県・市町村・関係機関の連携強化

国・県・市町村・関係機関がワンチームで災害対応にあたるためには、互いの組織の役割や強み・弱みを理解し、平時より顔の見える関係を構築するものとする。

2 県と市町村の連携による応援派遣体制の整備

大規模災害時に県と市町村がワンチームとなって県内外の被災自治体に応援職員を派遣する体制を整備する。

また、県と市町村のワンチームによる被災自治体への応援派遣を通じて、県及び市町村職員の災害対応業務の経験を蓄積し、ノウハウを共有することで、災害対応力や調整力を有する職員の育成を図る。

3 県・市町村・民間団体等の連携強化

災害時における避難所運営や避難所環境の整備については、行政や自主防災組織、防災士に加え、ノウハウを有するNPO団体等との連携するものとする。

また、防災対策や発災時の初動対応・応急対策等における、民間団体、地域コミュニティ、市民の役割の明確化を図る。

4 市民との防災対話

災害対応には公助だけではなく、自助・共助が必要不可欠であり、行政や民間団体等の連携強化だけではなく、市民への防災意識の啓発の強化による市民の防災対応能力の底上げが重要になることから、市民との防災に関する対話（出前講座及び訓練等）を通じて、市民の防災意識の啓発を行うものとする。

県災害対応検証を踏まえた修正

<p>第4節 広域応援体制の整備</p> <p>3 相互応援体制の整備 (略)</p> <p>その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</p>

第4章 本市の概況及び災害の危険性

第1節 本市の概況

第2 社会的条件

1 人口及び産業
本市の人口は、約16万7千人(令和3年度末)で、県内では富山市に次ぐ人口規模で県西部地域の中核的都市となっているが、減少傾向が続いており、今後、少子高齢化の進展や転出超過の状況で推計すれば、令和7年度の本市の人口は、16万2千人を割り込むと予想される。

第2節 本市の災害の危険性

第1 地震災害の危険性

1 過去の地震被害
1933年以降、富山地方気象台において記録した有感地震は、計516回(2021年8月末現在)あり、そのうち、震度4以上を記録した地震は10回と全国的にも有感地震の少ない県である。(第4章第3節「富山県における震度3以上有感地震一覧表」参照)

3 富山県に関わる活断層の地震評価

地震調査研究推進本部は、全国の(追加) 主要な114の内陸型の活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性等を評価している。

その他本県に影響を及ぼす(追加)活断層

活動断層名	地震規模	主な活断層における相対的評価	地震発生確率(30年内)	平均活動間隔	最新活動時期
森本・富樫断層帯	M7.2	S*	2%~8%	1700年~2000年程度	約2000年前~4世紀

<p>第4節 広域応援体制の整備</p> <p>3 相互応援体制の整備 (略)</p> <p>その際、<u>(削除)</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</p>
--

第4章 本市の概況及び災害の危険性

第1節 本市の概況

第2 社会的条件

1 人口及び産業
本市の人口は、約16万2千人(令和6年度末)で、県内では富山市に次ぐ人口規模で県西部地域の中核的都市となっているが、減少傾向が続いて (削除) いる。

第2節 本市の災害の危険性

第1 地震災害の危険性

1 過去の地震被害
1933年以降、富山地方気象台において記録した有感地震は、計827回(2025年10月末現在)あり、そのうち、震度4以上を記録した地震は20回(うち2020年代が11回)である。(第4章第3節「富山県における震度3以上有感地震一覧表」参照)

3 富山県に関わる活断層の地震評価

地震調査研究推進本部は、全国の 陸域の主要な活断層や、日本海側の海域の主要な活断層については、国の地震調査研究推進本部が長期評価を実施し、陸域の主要な活断層については活動間隔や次の地震の発生可能性等(場所、規模、発生確率)を、日本海側の海域の主要な活断層については発生可能性等(場所、規模、発生確率)を評価し、公表している。

その他本県に影響を及ぼす主要活断層

活動断層名	地震規模	主な活断層における相対的評価	地震発生確率(30年内)	平均活動間隔	最新活動時期
森本・富樫断層帯	M7.2	S*	2%~8%	1700年~2000年程度	約2000年前~4世紀

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

実態に合わせ修正

実態に合わせ修正

海域の主要な活断層の長期評価を追加

邑知瀉断層帯	M7.6	A	2%	約1200年 ～1900年程度	約3200年前 ～9世紀
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>

(追加)

※活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1%～3%未満を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」と表記。(追加)

(追加)

(追加)

5 地震の想定

(略)

地震の想定は、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査するものとする。なお、地震活動の長期評価を行っている(追加)地震調査研究推進本部と連携するものとする。

6 液状化の危険性

(略)

本市域の平野部では、軟弱地盤が厚く堆積しており、(追加)いずれの地震時においても噴砂や地盤変位を起し、構造物、道路、鉄道、地下埋設物等に大きな被害をもたらすおそれがある。

邑知瀉断層帯	M7.6	A	2%	約1200年 ～1900年程度	約3200年前 ～9世紀
<u>糸魚川－静岡構造線断層帯（北部区間）</u>	<u>M7.7</u>	<u>S*</u>	<u>0.009%～16%</u>	<u>1000年～2400年程度</u>	<u>約1300年前～約1000年前</u>
<u>糸魚川－静岡構造線断層帯（中北部区間）</u>	<u>M7.6</u>	<u>S*</u>	<u>14%～30%</u>	<u>600～800年程度</u>	<u>約1200年前～約800年前</u>
<u>糸魚川－静岡構造線断層帯（中南部区間）</u>	<u>M7.4</u>	<u>S*</u>	<u>0.9%～8%</u>	<u>1300年～1500年程度</u>	<u>約1300年前～約900年前</u>
<u>糸魚川－静岡構造線断層帯（南部区間）</u>	<u>M7.6</u>	<u>A</u>	<u>ほぼ0%～0.1%</u>	<u>4600年～6700年程度</u>	<u>約2500年前～約1400年前</u>

海溝型地震の長期評価の内容（地震調査研究推進本部）

地震名	地震規模	海溝型地震の相対的評価※2	地震発生確率（30年内）	平均活動間隔	最新活動時期
<u>南海トラフ</u>	<u>M8～9</u>	<u>Ⅲ*</u>	<u>80%程度</u>	<u>次回までの標準的な値 88.2年</u>	<u>79.0年前</u>

※1 活断層における今後30年以内の地震発生確率が、3%以上を「Sランク」、0.1～3%未満を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」と表記。地震後経過率（※3）が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

※2 海溝型地震における今後30年以内の地震発生確率が26%以上を「Ⅲランク」、3%～26%未満を「Ⅱランク」、3%未満を「Ⅰランク」、不明（すぐに地震が起きることを否定できない）を「Xランク」と表記している。地震後経過率（※3）が0.7以上である海溝型地震については、ランクに「*」を付記している。

※3 最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。

5 地震の想定

(略)

地震の想定は、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査するものとする。なお、地震活動の(削除)評価、地震発生可能性の長期評価、強振動評価及び津波評価を行っている国の地震調査研究推進本部と連携するものとする。

6 液状化の危険性

(略)

本市域の平野部では、軟弱地盤が厚く堆積しており、令和6年能登半島地震において液状化による被害が発生したほか、いずれの地震時においても噴砂や地盤変位を起し、構造物、道路、鉄道、地下埋設物等に大きな被害をもたらすおそれがある。

県地域防災計画の記載に合わせ修正

県地域防災計画の記載に合わせ修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

実態に合わせ修正

(追加)

北陸地方整備局では、公益社団法人地盤工学会北陸支部との共同により、過去の液状化発生状況や地形地質等に関する情報等を加えて検討し「液状化しやすさマップ」を作成された。「液状化しやすさマップ」は液状化しやすいかどうかを示したものであり、住んでいる土地（地盤）の性質を知り、土地利用をする際や防災に役立てることができる。

「液状化しやすさマップ」の記載を追加

富山県内の液状化しやすさマップ



※出典：国土交通省北陸地方整備局ホームページ「富山県内の液状化しやすさマップ」

第2 津波災害の危険性

1 過去に発生した津波

発生年月日	地震の名称	地震規模	富山県での記録
1833年12月7日	山形県沖地震	M7.8	氷見1~2m
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>

※いずれの津波も、被害報告はなし。

(追加)

第2 津波災害の危険性

1 過去に発生した津波

発生年月日	地震の名称	地震規模	富山県での記録
1833年12月7日	山形県沖地震	M7.8	氷見1~2m
<u>1960年5月23日</u>	<u>チリ地震</u>	<u>9.5</u>	<u>富山新港：22cm</u>
		<u>(Mw)</u>	<u>伏木港：23cm</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>2007年3月25日</u>	<u>平成19年能登半島地震</u>	<u>M6.9</u>	<u>富山6cm</u>
<u>2007年7月16日</u>	<u>平成19年新潟県中越沖地震</u>	<u>M6.8</u>	<u>富山5cm</u>
<u>2010年2月27日</u>	<u>チリ中部沿岸</u>	<u>8.8</u>	<u>富山8cm</u>
		<u>(Mw)</u>	
<u>2011年3月11日</u>	<u>平成23年東北地方太平洋沖地震</u>	<u>9.0</u>	<u>伏木富山港新湊9cm</u>
		<u>(Mw)</u>	
<u>2025年1月1日</u>	<u>令和6年能登半島地震</u>	<u>M7.6</u>	<u>富山79cm</u>

※いずれの津波も、被害報告はなし。

※出典：富山地方気象台ホームページ「富山県内に影響を及ぼした過去の地震・津波」

県地域防災計画の記載に合わせ修正

第3節 高岡市における過去の災害

富山県における震度3以上有感地震一覧表 (追加)

発生年月日	県内最大震度	マグニチュード	おおよその震源地	地震名
<u>(追加)</u>				

震度5弱：1回、震度4：11回、震度3：53回(1933年～2023年5月)

高岡市の主な災害年表

1 風水害・土砂災害・火災

西暦	和暦	祭儀	誘因	発生地点	被害の概要
					<u>(追加)</u>
					<u>(追加)</u>

2 地震（津波）

西暦	和暦	祭儀	誘因	発生地点	被害の概要
					<u>(新設)</u>

第4節 減災目標

また、減災目標と併せて地震による被害を軽減するため、本計画や総合計画等の関連計画に基づく重点施策及び目標を設定する。なお、重点施策の目標年次は平成28年度とする。

第3節 高岡市における過去の災害

富山県における震度3以上有感地震一覧表 ※令和6年以降は震度4以上

発生年月日	県内最大震度	マグニチュード	おおよその震源地	地震名
<u>// 6年1月1日</u>	<u>5強</u>	<u>7.6</u>	<u>石川県能登地方</u>	<u>令和6年能登半島地震</u>
<u>// 6年1月1日</u>	<u>4</u>	<u>5.7</u>	<u>能登半島沖</u>	<u>—</u>
<u>// 6年1月1日</u>	<u>4</u>	<u>4.0</u>	<u>能登半島沖</u>	<u>—</u>
<u>// 6年1月1日</u>	<u>4</u>	<u>6.1</u>	<u>石川県能登地方</u>	<u>—</u>
<u>// 6年1月1日</u>	<u>4</u>	<u>5.8</u>	<u>石川県能登地方</u>	<u>—</u>
<u>// 6年1月1日</u>	<u>4</u>	<u>5.8</u>	<u>能登半島沖</u>	<u>—</u>
<u>// 6年1月6日</u>	<u>4</u>	<u>5.4</u>	<u>石川県能登地方</u>	<u>—</u>
<u>// 6年11月26日</u>	<u>4</u>	<u>6.6</u>	<u>石川県西方沖</u>	<u>—</u>

震度5強：1回、震度5弱：1回、震度4：18回、震度3：53回(1933年～2024年11月)

高岡市の主な災害年表

1 風水害・土砂災害・火災

西暦	和暦	祭儀	誘因	発生地点	被害の概要
<u>2023</u>	<u>令和5年7月12～14日</u>	<u>風水害 土砂災害</u>	<u>豪雨 (線状 降水帯)</u>	<u>—</u>	<u>避難指示(福岡町西五位地区の一部、西条地区、成美地区、木津地区、能町地区、二上地区、守山地区、国吉地区、川原地区、博労地区)</u> <u>高齢者等避難(五位山地区、西五位地区、石堤地区、国吉地区、二上地区、守山地区)</u> <u>床下浸水235棟</u> <u>(住家164棟、非住家71棟)</u> <u>床上浸水46棟</u> <u>(住家46棟)</u>
<u>2025</u>	<u>令和7年8月7～8日</u>	<u>風水害 土砂災害</u>	<u>豪雨</u>	<u>—</u>	<u>避難指示(福岡町西五位地区の一部)</u> <u>人的被害(2名(重症1名、軽傷1名))</u> <u>床下浸水28棟</u> <u>(住家20棟、非住家8棟)</u> <u>床上浸水3棟</u> <u>(住家3棟)</u> <u>※令和7年10月末時点</u>

2 地震（津波）

西暦	和暦	祭儀	誘因	発生地点	被害の概要
<u>2025</u>	<u>令和6年1月1日</u>	<u>令和6年能登半島地震</u>	<u>地震</u>	<u>石川県能登地方</u>	<u>人的被害 災害関連死2名、重傷者3名、軽傷者3名</u> <u>物的被害 住家被害5,490件(大規模半壊33件、中規模半壊78件、半壊41件、準半壊240件、一部損壊5,098件)、住家以外619件(一部損壊619件)</u> <u>津波警報発表</u>

第4節 減災目標

また、減災目標と併せて地震による被害を軽減するため、本計画や総合計画等の関連計画に基づく重点施策及び目標を設定する。(削除)

県地域防災計画の記載に合わせ修正

実態に合わせ修正

実態に合わせ修正